

「和田港若狭和田マリーナ」の指定管理者候補者の選定について

和田港若狭和田マリーナの指定管理者の申請の募集について、和田港若狭和田マリーナ指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定しました。

- 1 団体名 若狭高浜漁業協同組合
- 2 所在地 大飯郡高浜町塩土5-1
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 選定理由

若狭高浜漁業協同組合は和田港若狭和田マリーナ指定管理者選定委員会の審査において、福井県港湾施設管理条例で定める指定の基準を満たしている団体として評価されました。

特にマリーナ管理運営の豊富な経験や緊急時の対応体制などが評価され、和田港若狭和田マリーナの設置目的に沿って施設を運営する指定管理者としてふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体

1 団体

若狭高浜漁業協同組合

大飯郡高浜町塩土5-1 代表理事組合長 櫻木 忍

6 選定委員会での審査結果

① 選定委員会委員

藤田 真由美 福井銀行高浜支店支店長代理

野村 由紀子 若狭高浜観光協会

村井 忍 小浜海上保安署署長

一瀬 芳成 利用者代表

西川 秀和 福井県土木部港湾空港課長

② 審査結果

審査基準	配点	申請団体名
		若狭高浜漁業協同組合
1 県民の平等な利用を確保することができるものであること ・ 県民の平等利用の確保	適/不適	適
2 和田マリーナの効用を最大限に発揮するものであること ・ 和田マリーナの設置目的と事業内容との適合性 ・ 利用者のサービス向上のための取組み内容 ・ 利用者増、利用促進のための取組み内容 ・ 利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ・ 利用者の意見の反映、業務改善への取組み内容 ・ その他、新たな企画提案（自主事業等）の有無、内容 ・ 提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	150	115
3 管理の経費の縮減が図られるものであること ・ 提案した収支計画の妥当性、実現可能性、持続性	150	138
4 和田マリーナの管理を安定して行う能力を有するものであること ・ 人的能力（管理運営組織、人員配置等）の内容 ・ 物的能力（収支計画、資金調達、トラブルや危機管理対応、保険対応等）の内容 ・ 申請者の実績（同種の施設の管理運営実績） ・ 申請者の安定性、信頼性（財務状況、資産、提携団体） ・ 業務全般に対する取組み姿勢 ・ 提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性	200	168
合 計	500	421

③ 講評

- ・ 審査基準1については、適と評価された。
- ・ 審査基準2については、利用者のニーズに応える体制や漁業者との調整能力が評価された。
- ・ 審査基準3は、収支計画は適正であると評価された。
- ・ 審査基準4については過去の実績や緊急時の対応策が評価された。

- 以上の総合的な評価により、若狭高浜漁業協同組合は、指定管理者としての能力を十分有していると評価された。

7 7年12月定例議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。